

建築物の木材利用促進に関する協定書

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、ライフデザイン・カバヤ株式会社（以下「甲」という。）と広島県（以下「乙」という。）は、以下のとおり、建築物の木材利用促進に関する協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材利用促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物の木材利用促進に関する構想

(1) 甲の構想の内容

甲は、自社の販売する建築物の構造材及び羽柄材等に広島県産材（以下「県産材」という。）を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現、山村の活性化及びSDGsの達成に貢献していく。

また、甲は、CLT工法による戸建、及び中高層木造建築物に県産材を積極的に活用することにより、林業・木材産業の活性化に貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、建築物の構造材及び羽柄材等において、県産材の安定的な出荷（年間4,000m³）に貢献していく。その際、品質及び性能の確かなJAS材や、木材関連事業者により合法性が確認された木材の利用に努める。
- ・甲は、自社の販売する住宅において、これまで県産材での利用が少なかった内装材としても積極的に活用するよう努める。
- ・甲は、県産材を利用したオリジナル家具商品等の開発に努める。
- ・甲は、非住宅建築物を中心に、CLT工法を活用した新しい技術の普及に努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、県内の伐採跡地での植林を行う。
- ・甲は、木材利用の意義やメリットについて、セミナーやメディア等で積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口及び専門家の紹介等を行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

構想の対象区域は広島県内とする。

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自その1通を保管する。

令和6年11月18日

甲 岡山県岡山市北区中仙道二丁目9番11号
ライフデザイン・カバヤ株式会社
代表取締役社長
窪田 健太郎

乙 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
広島県知事
湯崎 英彦